

令和6年5月16日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域
中央コンサルタンツ株式会社 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-1
令和6年5月16日～令和6年6月15日（1ヶ月）
地域1（北海道支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である中央コンサルタンツ(株)は、北海道支社発注の「道東自動車道 ペンケオタソイ川橋橋梁構造検討」において、A1及びA2橋台の設計計算書と設計図面の不整合が確認されるという過失による粗雑工事等を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(過失による粗雑工事等) 2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。)	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上